



福島医発第575号(地)
平成29年 5月19日

各医師会長殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通して別添のとおり通知がありました。

現在、電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」という。)で定める被ばく線量限度については、放射線審議会の「ICRP1990年勧告(Pub.60)の国内制度等への取り入れについて(意見具申)」及びその他の国際基準の取り入れに対応するため、平成13年4月1日に改正され、電離則第5条において、放射線業務従事者の受ける眼の水晶体の等価線量限度は1年間につき150ミリシーベルトとしています。

一方、2011年の国際放射線防護委員会(ICRP)によるソウル声明において、最近の疫学データを基に見直した結果、眼の水晶体の等価線量限度はこれまでよりも5年間平均で1年あたり20ミリシーベルト(年最大50ミリシーベルト)が示され、国際原子力機関(IAEA)の国際基本安全基準及び技術文書(IAEA TECDOC No.1731)においても、同様の等価線量限度が取り入れられています。当該基準の国内規制への取り入れについては、今後、放射線審議会における議論の進捗とともに、関係法令の所要の改正が見込まれています。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、関係法令が整備されるまでは、別添により実施可能な被ばく低減対策への取り組みが進むよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

日医発第152号(地Ⅱ28)

平成29年4月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

現在、電離放射線障害防止規則で定める被ばく線量限度については、放射線審議会の「ICRP1990年勧告(Pub.60)の国内制度等への取り入れについて(意見具申)及びその他の国際基準の取り入れに対応するため、平成13年4月1日に改正され、電離則第5条において、放射線業務従事者の受ける眼の水晶体の等価線量限度は1年間に付き150ミリシーベルトとしています。

一方、2011年の国際放射線防護委員会(ICRP)によるソウル声明において、最近の疫学データを基に見直した結果、眼の水晶体の等価線量限度はこれまでよりも5年間平均で1年あたり20ミリシーベルト(年最大50ミリシーベルト)が示され、国際原子力機関(IAEA)の国際基本安全基準及び技術文書(IAEA TECDOC No.1731)においても、同様の等価線量限度が取り入れられています。当該基準の国内規制への取り入れについては、今後、放射線審議会における議論の進捗とともに、関係法令の所要の改正が見込まれています。

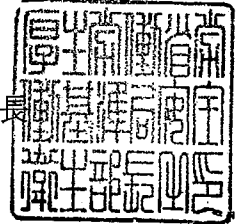
つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対して、関係法令が整備されるまでは、別添により実施可能な被ばく低減対策への取り組みが進むよう周知方につきまして、貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

基安発0418第3号

平成29年4月18日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）で定める被ばく線量限度については、放射線審議会の「ICRP1990年勧告（Pub. 60）の国内制度等への取入れについて（意見具申）」及びその他の国際基準の取入れに対応するため、平成13年4月1日に改正されたものであり、電離則第5条において、放射線業務従事者の受ける眼の水晶体の等価線量限度は1年間に付き150ミリシーベルトとしており、これを超えないように徹底しているところです。

一方で、2011年の国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）によるソウル声明において、最近の疫学データを基に見直した結果、眼の水晶体の等価線量限度については、これまでよりも低い5年間平均で1年当たり20ミリシーベルト（年最大50ミリシーベルト）が示され、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の国際基本安全基準及び技術文書（IAEA TECDOC No. 1731）においても、同様の等価線量限度が取入られているところです。

当該基準の国内規制への取入れについては、今後、放射線審議会における議論の進捗とともに、関係法令の所要の改正が見込まれます。

貴団体におかれては、線量基準についてこのような動向があることを了知いただくとともに、関係法令が整備されるまでの間において、傘下の放射線業務を行う事業場等で、ICRPで示されているALARA（As Low As Reasonably Achievable）「すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである」という原則に則り、下記により、実施可能な被ばく低減対策への取組が進むよう周知方お願いいたします。

記

- 1 放射線業務を現在行っている事業場においては、放射線防護の基本原則である「遮蔽をする。放射線源から距離を取る。作業時間を短くする。」に則り、作業方法及び手順の再確認を行うこと。

また、再確認の結果を踏まえ、必要に応じて以下に留意の上、作業方法の見直し、被ばく低減対策等を検討すること。

なお、今後、放射線業務を行う予定の事業場においても同様の措置を講じること。

- (1) 放射線源と作業位置との距離が不必要に接近していないか確認を行い、作業位置の見直し及び放射線の遮蔽を行うこと。

また、事前に同様の作業を放射線の無い環境で模擬的に行う訓練、能力向上研修等により、実際の作業時間をできるだけ短縮させること。さらに、有資格者や特別教育受講者を増員させるなど、放射線業務に従事することのできる人員の確保・育成を行うこと。

- (2) 局所的に眼の水晶体への被ばくが高くなるおそれのある作業については、放射線防護用のめがね等の保護具、医療向け可動式の防護アクリルガラス等を使用することにより、適切な被ばく防護策を講じること。また、その使用に当たっては、適切な使用方法に係る教育を行うこと。

- 2 労働者から放射線被ばくによる眼の水晶体に係る健康不安の申出があった場合には、産業医の面接、産業保健総合支援センター、放射線による健康影響の専門家などを活用し、労使間で話し合って対応を検討すること。

- 3 現在実施している眼の水晶体の等価線量の測定について、電離則第8条第3項に基づき放射線測定器を適切な位置に装着しているか確認すること。

また、実効線量や皮膚の等価線量についても、引き続き適切な線量管理に努めること。

通達の内容等

【通達発出先】

- ①東京電力、電気事業連合会、日本医師会、四病院団体協議会（日本医療法人協会など）、日本労働組合総連合会、日本非破壊検査協会、中央労働災害防止協会など
- ②都道府県知事、各保健所設置市長、都道府県労働局など
- ③関係省庁、関係部局（医政局、原子力規制庁、資源エネルギー庁など）

【通達の内容】

1. 放射線防護の基本原則である「遮蔽をする。放射線源から距離を取る。作業時間を短くする。」に則り、作業方法及び順序の再確認を行い、以下に留意の上、必要に応じて作業方法の見直し、被ばく低減対策等を検討すること。
 - ①放射線源と作業位置間が不必要に接近していないか、作業位置の見直し及び放射線の遮蔽を行うこと
 - ②訓練や研修等を行い、作業時間をできるだけ短縮させること。
 - ③放射線業務に従事することのできる人員の確保育成を行うこと。
 - ④眼の水晶体への被ばくが高くなるおそれのある作業については、適切な防護策を講じること。
2. 前記1による対策を講じる前後の被ばく線量を把握し、講じた対策の効果を検証し、放射線審議会の議論の状況を見ながら、更なる被ばく低減対策ができないか検討すること。
3. 労働者から放射線被ばくによる眼の水晶体に係る健康不安の申出がある場合は、産業医等を活用し、労使間で話し合って対応を検討すること。
4. 眼の水晶体の等価線量の測定・評価方法を確認し、明らかに過大評価となっている場合は、過大評価分を除外して等価線量を適切に評価するようにすること。

放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策

現状

- 眼の水晶体等価線量の被ばく限度（※ICRPとは国際放射線防護委員会の略称である。）
- | | | |
|------------------------------------|--|--|
| 日本の法令 年150mSv
(ICRP1990年勧告に基づく) |  | 5年平均で20mSv (年最大50mSv)
(ICRP2011年声明) |
|------------------------------------|--|--|

国内法令への取り入れ状況

- 放射線審議会（事務局：原子力規制庁）で、眼の水晶体線量限度の取り入れに向けた検討を行う予定。
- 直近に開催された平成29年3月2日の放射線審議会において、下記について説明されている。
- ①放射線障害防止に係る最新の知見（眼の水晶体の等価線量限度等）の収集/整理に係る検討組織の構築を行い、必要な検討を実施することを検討
 - ②放射線審議会が自ら最新知見を調査審議し関係行政機関に提言ができるようにするための法改正案を、第193回国会（今国会）に提出
- 放射線審議会での論点として下記があり、議論には一定の時間がかかる見込み
- ①眼の水晶体に対する被ばく実態の把握
 - ②眼の水晶体の等価線量評価のための標準化手法の確立
 - ③適切な防護手段の策定

国内法令への取り入れまでの当面の対応として

- 関係法令が整備されるまでの間においても、予防的観点から、実施可能な対策を行い、眼の水晶体の被ばくをできる限り低くするよう、事業者に対して通達を発出する。